

歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和4年7月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和4年6月30日・厚生労働省告示第227号）及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について（令和4年6月30日・保医発0630第2号）により、材料価格・材料点数の一部が改正されます（令和4年7月適用）。なお、歯科用貴金属材料の材料価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年6月まで	4年7月から
001 削除				
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円	6,019円	6,569円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円	6,002円	6,552円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円	6,152円	6,702円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円	5,979円	6,529円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円	3,413円	3,715円
007 削除				
008 削除				
009 削除				
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円	3,952円	4,235円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円	145円	152円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円	178円	185円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円	265円	269円
014 削除				
015 削除				

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料点数の改正 [本書所収の令和4年5月31日医療課事務連絡から変更なし]

材 料 料	4年4月	4年6月まで	4年7月から	材 料 料	4年4月	4年6月まで	4年7月から
M002 支台鑄造(1歯につき) → 357頁				(2) 小白歯・前歯			
〔1の(1)のみ抜粋〕				イ インレー			
1 間接法				a 単純なもの	258点	279点	304点
(1) メタルコアを用いた場合				b 複雑なもの	512点	555点	604点
イ 大白歯	76点	77点	81点	ロ 4分の3冠	633点	686点	747点
ロ 小白歯・前歯	47点	48点	50点	ハ 5分の4冠	633点	686点	747点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁				ニ 全部金属冠	794点	860点	936点
1 14カラット金合金				3 銀合金			
(1) インレー				(1) 大白歯			
複雑なもの	898点	964点	1,052点	イ インレー			
(2) 4分の3冠	1,123点	1,205点	1,315点	a 単純なもの	22点	同左	23点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）				b 複雑なもの	38点	同左	40点
(1) 大白歯				ロ 5分の4冠	49点	50点	52点
イ インレー				ハ 全部金属冠	61点	同左	64点
a 単純なもの	379点	410点	447点				
b 複雑なもの	700点	759点	826点				
ロ 5分の4冠	881点	955点	1,039点				
ハ 全部金属冠	1,108点	1,201点	1,308点				

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年6月 まで	4年7月 から
(2) 小白歯・前歯・乳歯			
イ インレー			
a 単純なもの	14点	同左	同左
b 複雑なもの	28点	29点	30点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点	同左	36点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点	同左	36点
ニ 全部金属冠	44点	45点	47点
M010-3 接着冠(1歯につき) →366頁			
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
(1) 前歯	633点	686点	747点
(2) 小白歯	633点	686点	747点
(3) 大白歯	881点	955点	1,039点
2 銀合金			
(1) 前歯	35点	同左	36点
(2) 小白歯	35点	同左	36点
(3) 大白歯	49点	50点	52点
M010-4 根面被覆(1歯につき) →367頁			
[1のみ抜粋]			
1 根面板によるもの			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
イ 大白歯	379点	410点	447点
ロ 小白歯・前歯	258点	279点	304点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	22点	同左	23点
ロ 小白歯・前歯	14点	同左	同左
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →368頁			
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	988点	1,071点	1,166点
2 銀合金を用いた場合	98点	99点	103点
M017 ポンティック(1歯につき) →374頁			
1 鑄造ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
イ 大白歯	1,276点	1,383点	1,505点
ロ 小白歯	961点	1,042点	1,134点
(2) 銀合金			
大白歯・小白歯	49点	同左	51点
2 レジン前装金属ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合			
イ 前歯	767点	831点	905点
ロ 小白歯	961点	1,042点	1,134点
ハ 大白歯	1,276点	1,383点	1,505点
(2) 銀合金を用いた場合			
イ 前歯	62点	63点	65点
ロ 小白歯	62点	63点	65点
ハ 大白歯	62点	63点	65点

材 料 料	4年4月	4年6月 まで	4年7月 から
M020 鑄造鉤(1個につき) →381頁			
[1・2のみ抜粋]			
1 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
イ 大・小白歯	1,163点	1,249点	1,363点
ロ 犬歯・小白歯	946点	1,016点	1,109点
(2) 二腕鉤(レストつき)			
イ 大白歯	946点	1,016点	1,109点
ロ 犬歯・小白歯	727点	780点	852点
ハ 前歯(切歯)	560点	601点	656点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
(1) 双子鉤			
イ 大・小白歯	1,020点	1,106点	1,204点
ロ 犬歯・小白歯	798点	865点	941点
(2) 二腕鉤(レストつき)			
イ 大白歯	700点	759点	826点
ロ 犬歯・小白歯	609点	660点	718点
ハ 前歯(切歯)	565点	612点	666点
M021 線鉤(1個につき) →382頁			
[2のみ抜粋]			
2 14カラット金合金			
(1) 双子鉤	559点	599点	652点
(2) 二腕鉤(レストつき)	432点	463点	504点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →382頁			
[1のみ抜粋]			
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合			
(1) 前歯	282点	306点	333点
(2) 犬歯・小白歯	305点	330点	359点
(3) 大白歯	350点	380点	413点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →382頁			
[2の(1)・(2)のみ抜粋]			
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料(1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
イ 大白歯	700点	759点	826点
ロ 小白歯・前歯	512点	555点	604点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	38点	同左	40点
ロ 小白歯・前歯	28点	29点	30点
M023 パー(1個につき) →384頁			
[1の(1)のみ抜粋]			
1 鑄造パー			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,636点	1,773点	1,930点

その他、以下の事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

・令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和4年6月29日 医療課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後				
644	右段上から 4行目	表2 施設基準が改正された入院基本料等 歯科診療特別対応連携加算 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1に限る。） （許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関に限る。）（令和5年1月1日以降に引き続き算定する場合に限る。） 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1（許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関を除く。）及び地域一般入院基本料を除く。）（令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）	表2 施設基準が改正された入院基本料等 歯科診療特別対応連携加算 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1に限る。） （許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関に限る。）（令和5年1月1日以降に引き続き算定する場合に限る。） 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1（許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関に限る。）及び地域一般入院基本料を除く。）（令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）				
848	表・上から 7段目後	※以下を追加する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">K054-2 脛骨近位骨切り術</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">K068-2 関節鏡下半月板切除術</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">K069-3 関節鏡下半月板縫合術</td> </tr> </table>		K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術		K069-3 関節鏡下半月板縫合術
K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術						
	K069-3 関節鏡下半月板縫合術						